東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業

国公立高等学校等に通うお子さんの授業料以外に、学校でかかる費用の一部を支給します

だれが使えるの？

東京都内に住んでいて、生活保護受給世帯の方または住民税所得割非課税世帯の方

いくらもらえるの？

授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の一部を支給します。

どうやって申し込むの？

くわしくは、右の二次元コードから、ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

東京都教育庁都立学校教育部
高等学校教育課経理担当
TEL 5320-7862　FAX 5388-1727

私立高等学校等奨学給付金

私立高等学校等に通うお子さんの授業料以外に、学校でかかる費用の一部を支給します

だれが使えるの？

保護者などが東京都内に住んでいて、生活保護受給世帯の方、住民税非課税または均等割のみ課税世帯の方など

いくらもらえるの？

授業料以外の教育に必要な費用(学用品費、教材費等)の一部を支給します。

どうやって申し込むの？

くわしくは、下の二次元コードから、ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

(公財)東京都私学財団
東京都私学就学支援金センター奨学給付金担当
TEL 5206-7925
(受付時間：平日午前９時15分～午後５時)